

## 香川県条例第13号

### 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、 <u>第2項、第3項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、 <u>第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
(配偶者同行休業の期間の延長) 第6条 略	(配偶者同行休業の期間の延長) 第6条 略
<u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u> 第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第5条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他これに準ずるものとして人事委員会が認める事情とする。	
(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第7条 略	(配偶者同行休業の承認の取消事由) 第7条 略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。